

報告第 27 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第12号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年12月13日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

記

1. 令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第12号）の件

令和３年度貝塚市一般会計補正予算（第12号）の件

令和３年度貝塚市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７０７，６２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０，７７７，９４６千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年11月25日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		7,641,788	707,620	8,349,408
	2. 国庫補助金	1,308,741	707,620	2,016,361
歳 入 合 計		40,070,326	707,620	40,777,946

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		17,071,319	707,620	17,778,939
	2. 児童福祉費	7,049,853	707,620	7,757,473
歳 出 合 計		40,070,326	707,620	40,777,946